

平成23年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成23年6月17日 午前10:00

○散 会 午後 3:49

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 讓
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
高 齢 福 祉 課 長 小 玉 隆	健 康 推 進 課 長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
総務学事課長 舘 岡 和 人	幼 児 教 育 課 長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成23年6月17日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 3号 平成22年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 9 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認について（平成22年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 1 5 承認第 7 号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 6 承認第 8 号 専決処分の承認について（平成 2 3 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 7 議案第 4 0 号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 4 1 号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 4 2 号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 3 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について（出戸認定こども園（仮称）建築工事）
- 日程第 2 4 議案第 4 7 号 備品購入契約の締結について（公用車（園バス）購入）
- 日程第 2 5 議案第 4 8 号 備品購入契約の締結について（教育用コンピュータ等購入）
- 日程第 2 6 議案第 4 9 号 備品購入契約の締結について（住基関連システム用機器等購入）
- 日程第 2 7 議案第 5 0 号 備品購入契約の締結について（イントラ関係機器購入）
- 日程第 2 8 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度潟上市一般会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 9 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 0 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 3 1 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 3 2 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（案）について
- 日程第 3 3 同意第 1 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 4 同意第 2 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 5 同意第 3 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 6 同意第 4 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 同意第 5 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 3 8 発議第 1 号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の一部
を改正する条例（案）について
- 日程第 3 9 潟上市農業委員会委員の推薦の件について

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでください。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番堀井克見議員、18番藤原幸雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る6月8日の議会運営委員会において審査の結果、本日から6月30日までの14日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月30日までの14日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、6月8日に委員、正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、6月13日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について申し上げます。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告1号から第6号および承認第2号から承認第8号まで本会議にて、議案第40号、第41号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第42号から第45号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第46号の工事請負契約の締結については本会議にて、議案第47号から第50号の備品購入契約の締結については本会議にて、議案第51号から議案第55号の補正予算（案）について所管の委員会へ付託、同意第1号から同意第5号までは本会議にてという区分で行うことと致します。

なお、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情について申し上げます。

6月6日付けで学校薬剤師報酬改善に関する陳情書が提出されております。陳情書の提出団体、内容は、総務文教常任委員会で継続審査中のものと全く同じであり、新たに資料が1枚添付されていることのみ異なっておりますので、新規の陳情の受け付けとはせず、審査の参考資料として全議員のお手元に配付しております。

農業委員会の農業委員の推薦について申し上げます。

潟上市農業委員会委員が平成23年7月19日をもって任期満了となるため、議会推薦の委員2名を推薦するものであります。本日の日程として取り扱い致します。

発議について申し上げます。

地方自治法の改正に伴う潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の一部を改正する条例（案）についてが提出者1名、賛成者2名の議員より提出されております。本日の日程として取り扱うことと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。

抽選の結果、6月20日月曜日の1番めに4番藤原幸作議員、2番めに18番藤原幸雄議員、3番めに12番岡田 曙議員、4番めに16番鈴木斌次郎議員、6月21日火曜日の1番めに10番佐藤義久議員、2番めに14番藤原典男議員、3番めに5番菅原理恵子議員となりますので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、施政方針説明】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成23年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、「東日本大震災」への対応について申し上げます。

このたびの震災は、東日本太平洋側の広い範囲で地震による家屋倒壊や、想像を絶する破壊力で押し寄せた津波などにより死者・行方不明者が約2万4千人と、旧天王町の人口をも超えるほどの大惨禍となり、改めて亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆さまへお見舞いを申し上げます。

また、家屋の損失などにより、多くの方が避難所生活を余儀なくされたほか、東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質の漏えい事故とも重なり、国の避難指示によって、さらに相当数の方が震災の影響を受ける結果になりました。

一方、本市においても震災発生直後は、物流の停滞や余震の頻発、電力供給不足による計画停電が予定されるなど、市民生活へも不安が広がりました。市では、広報やホームページ等を通じ、避難場所の確認、非常持出品の点検、節電・省エネへの協力、食料の買いだめ防止など「正しい情報を把握し、冷静に行動すること」を呼びかけ、市民の皆さんからもご協力をいただいているところであり、感謝申し上げます。

また、この未曾有の大災害に対し、潟上市へ避難して来られた被災者の支援については、3月17日に福島県からの避難者3世帯14人を、同日「天王コミュニティ防災センター」に受け入れており、この方々についてはその後、市営住宅への入居や他市への転居などで対応しております。

また、被災者の受け入れに民間の宿泊施設を借り上げ、避難施設として活用できることになったことから、八郎潟ハイツでは3月24日から受け入れを開始し、5月末日現在、3世帯10人が避難されております。さらに、親類など個人宅に身を寄せている被災者も、市で把握している方々だけで、ピーク時の4月18日には19世帯46人、5月末日現在で15

世帯31人となっております。また、現在、若竹幼児教育センターへ2人、天王幼稚園、天王小学校、大久保小学校、飯田川小学校へ各1人、合計6人が通園・通学をしております。

なお、被災者の受け入れ体制につきましては、3月30日に新たに「潟上市被災者支援室」を設置し、その対応に当たっているところであります。

次に、被災地の支援として、3月18日から20日まで、市民の皆さんに救援物資の提供を広く呼びかけたところ、タオル、靴下、衣類など1万3,910枚、457箱分もの善意の品が寄せられ、秋田県を通じ、岩手県内の各避難所へ提供しております。また、「秋田・岩手地域連携軸推進協議会」の相互援助協定に基づき、宮古市に対する救援物資の支援を、これまで5回実施し、米、味噌、醤油、カップラーメンなどを提供しております。

さらに、秋田県および県市長会からのほか、日本上下水道協会等の要請により、被災地の避難所運営等に当たるため、3月31日から3泊4日の交代制で10班20人の職員を宮城県気仙沼市に派遣したほか、3月29日から4月2日までは給水活動支援のため、職員を2班体制で延べ4人、宮城県名取市へ派遣しております。また、下水道土木技術者1人を宮城県大和町へ4月4日から8日まで、さらには避難所生活者の健康指導等に当たるため、保健師を4月10日から15日まで2人、5月10日から15日まで1人を岩手県釜石市と大槌町へ派遣しており、合計28人の職員が被災地での支援活動を行うなど、物心両面から支援活動を実施しております。

また、秋田みなみ農業協同組合・あきた湖東農業協同組合からは、潟上市内への避難者等に対し1,535kgの救援米を提供していただいたほか、市内の福祉施設等では入所者用の紙おむつの確保が困難となったことから、市連合婦人会・市赤十字奉仕団・市商工会女性部の3団体から市内4カ所の福祉施設へ手縫いの布おむつ1,500枚が寄贈されております。さらに、被災地へのボランティア活動参加など、市民全体に支援の輪が広がっていることは大変有り難く、また感謝しているところであります。

市では、今回の大震災を踏まえ、5月26日の「県民防災の日」に秋田市沖を震源とする震度6弱の地震と大津波の発生を想定し、住民避難に重点を置いた防災訓練を天王本郷地区と江川地区で実施致しました。地域自治会、民生児童委員が中心となり、高齢者や体の不自由な方など、災害弱者とされる「災害時要援護者」の避難誘導訓練を実施しております。

このたびは、3月の震災発生当時と4月7日の余震によって長時間の停電が発生し、

昭和・飯田川地区の小中学校では非常用発電装置がないため、学校生活に支障を来たしました。このような状況を解消するため、非常用発電装置等を配置する費用を本定例会に計上しております。

また、東日本大震災では、津波による被害が甚大であったことから、本市においても津波ハザードマップの作成を急ぎ、避難施設の見直しや避難方法・避難路など、一つの課題を市民の皆さんや専門家の方々のご提案なども参考にしながら、避難体制の確立に努めてまいります。

次に、震災による国庫補助事業への影響について申し上げます。

はじめに、一般会計分ではありますが、「出戸小学校耐震補強および大規模改修事業」については、6月3日に補助採択の内示を受けたことにより、ようやく事業執行が可能となりました。本定例会最終日に、追加で工事請負契約締結案を提出したいと考えております。

次に、下水道事業についてであります。

本定例会に提出しております補正予算（案）のとおり、事業費1億1,000万円、補助金5,500万円の要望に対し、内示額は事業費7,505万円、補助金3,752万5,000円と、要望額の68.2%となっております。この影響は少なくはありませんが、補助事業内容を精査し、実施していきたいと考えております。

また、水道事業については、牛坂地区給水事業の実施設計で事業費1,148万円、補助金287万円の要望が、おおむね要望どおり認められております。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

このたびの東日本大震災によって国土地理院で定める本市の基準点にずれが生じております。このため、平成22年度に実施いたしました区域の再検測が必要となったため、現在は仮認証扱いとなっております。今後、国土地理院の新たな基準点の公表には1年ほどかかる見込みとなっていることから、公表があり次第、22年度調査分の再計算を行い、法務局へ認証申請を致します。

なお、23年度事業につきましては、余震による影響や再計算等の二重投資を避ける意味から、調査工程は一筆調査と筆界測量までを行うこととしております。

次に、平成22年度予算の事故繰越しについて申し上げます。

今回の震災の影響で昨年度内に完成できなかった市発注の事業7件、契約総額3億7,134万3,000円のうち2億8,220万5,000円について、事故繰越しの処理を致しました。

これは燃料の供給や物流が停滞したことなどによるもので、主な事業は、地域再生事業1億9,968万3,000円、幼保一体施設整備事業3,930万2,000円、フットボールセンター整備事業2,916万5,000円などありますが、これらの繰越し事業につきましては、現在、すべての工事等が終了しております。

また、震災対応に係る経費については、3月18日に避難所経費や給水活動費など、平成22年度一般会計ほか3会計で832万7,000円、4月1日に被災地・被災者支援の経費で、平成23年度一般会計1,459万7,000円の補正予算を専決処分としたほか、今後の必要経費につきましては、本定例会に補正予算（案）を計上しております。

今後、夏場の電力需要の増加に伴い、電力が供給不足に陥る可能性があることから、市では震災後から継続している各庁舎での減灯をはじめ、冷房の設定温度を28度にするほか、自然通気などで徹底した節電対策を講じ、昨年同期の使用量から15%の削減を目指すとともに、市民の皆さんへも積極的に呼びかけ、全市を挙げて節電に取り組んでまいります。

被災地では少しずつ復興への動きが見えてきておりますが、今回の震災被害は広範囲かつ甚大であることから、息の長い復興支援が必要であります。被災地・被災者のニーズは刻々と変化していることもあり、本市でも「今、何が必要で、何ができるか」を常に的確に判断できるよう情報収集等に努め、継続した支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会をはじめ市民の皆さんのご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

新庁舎建設用地の選定に当たり、各種団体の代表や市民からなる「潟上市新庁舎候補地選定委員会」を設置し、これまで3回の委員会を開催しております。

委員会では、候補地選定に当たり、「合併協定書の決定内容を尊重し天王地区に新庁舎を建設するものとし、潟上市民の利便性を考慮した候補地を選定する」との選定基準を大前提とし、審議結果を「報告書」としてまとめることを確認しており、早期に市当局へ提出することとしております。現在は、委員からの提案による候補地を含めた現地視察も実施しながら、活発な意見交換により検討を行っているところであります。

市と致しましては、庁舎建設事業をさらに推し進めるために、ご審議いただいた様々なご意見・ご提言を、候補地を選定するに当たり総合的に判断するための貴重な報告として位置付け、その過程や内容も踏まえ、候補地を市議会にお示ししてまいります。

また、現庁舎の利活用につきましても市民の意見や提言を反映させていくため、この後、市民からなる「現庁舎等利活用検討委員会」を設置して、検討してまいります。

次に、自治基本条例の策定について申し上げます。

昨年11月に設置した市民代表で組織する「策定委員会」は、アドバイザーである秋田大学教育文化学部長の池村好道教授のご指導のもと、これまでに5回開催しており、「潟上市の良いところ」、「行政はこうあるべき」などのテーマについて、分科会形式で議論を重ね、現在は条例の柱となる骨子の構成案を検討しております。

条例策定の方針では、まちづくりの理念や住民参画、議会をはじめ行政など各々の責務などをバランスよく盛り込む「総合条例型」の条例制定を目指しており、今後は策定方針にのっとり、「自らのまちは自らの手でつくる」という意識のもと、市民、議会、行政が、それぞれの役割や責務、自立した行政運営を推進するための基本的な考え方を共有できるよう、議員の皆様とも十分協議しながら策定作業を進めてまいります。

なお、今後は、より多くの市民の意見を条例案に反映させるため、「市民100人委員会（仮称）」の設置や、フォーラムの開催など、策定過程で多くの市民の皆さんから参加していただける機会を創出するとともに、広報やホームページを活用した情報発信を随時行い、策定機運の醸成も図ってまいります。

次に「食菜館くらら」について申し上げます。

国の地域再生事業を活用し、整備を進めておりました「食菜館くらら」が4月30日オープン致しました。同日行われました竣工式には、本市ふるさと観光大使の照英氏や産地間交流を推進している宮崎県都城市の野村副市長ならびに岡崎商工会議所会頭など、多くのご来賓の方からご臨席をいただいております。

オープン以降、5月末日までに「産直部門」および「レストラン部門」での農産物等の購入や食事をされた方の総数は3万169人となっております。連日、家族連れやグループで来館される方も多ことから、実際には相当数の方が来場されていることとなり、盛況に推移しております。

なお、オープン当初は、時季的な野菜不足に加え、多数の来館者が予想されたことから、市場野菜や産地野菜も導入しながら対応致しました。路地野菜を含む潟上産野菜の出荷は6月中旬頃から本格的になりますが、今後も安全・安心に配慮しながら、安定的な出荷が図られるよう、生産振興を促進してまいります。また、加工品や特産品の開発など、六次産業化を目指すグループも組織され、こうした取り組みが地域の活性化につ

ながっていくものと期待を寄せております。

なお、都城市からは、5月28・29日の両日に開催された口蹄疫被害からの復興を祝う「みやこんじょ復興まつり」にご招待をいただき、本市からは「新関ささら」が出演しております。当地において幻想的な舞は好評を博し、更なる交流が図られております。

次に、フットボールセンターについて申し上げます。

「食菜館くらら」と同じ鞍掛沼公園内にある多目的広場が「フットボールセンター」として4月17日にオープン致しました。当日は、財団法人日本サッカー協会の関係者など約60人が出席し、オープニングセレモニーの後、元Jリーガー前園真聖さんらによる小学生サッカー教室や天王南中学校ラグビー部などによる記念試合を行い、フットボールセンターの完成を祝いました。

オープンから5月末日までの利用者数は、中学校の部活動やスポ少を中心に2,850人となっており、本市の地域スポーツ活性化の拠点施設として、多くの市民に利用されることで、スポーツを通じた市民交流と競技スポーツのレベルアップにつながるものと期待しております。

次に、「潟上市公共料金（受益者負担）適正化計画」について申し上げます。

先の議会全員協議会でも申し上げましたが、本市の公共料金は、旧町の料金体系を基本に使用料や手数料を設定していることから、地域間に格差が生じております。継続的で安定的な行政サービスの均一化と、利用者（受益者）負担の公平性を確保する観点から、市民からなる「潟上市公共料金（受益者負担金）適正化検討委員会」による協議・検討を経て、このたび「潟上市公共料金適正化計画」を策定致しました。同計画に基づく水道料金の改定内容については、料金統一に当たって周知期間を考慮し、平成23年12月分までを現行料金とし、激変緩和措置として段階的に調整し、料金格差の大きい一向地区を除き平成27年4月から統一する計画であります。

なお、一向地区につきましては、さらに段階的に調整してまいります。

上水道事業では、安全・安心な水道水を安定供給するため、水道施設を計画的に布設し、維持していかなければなりません。今後も財政状況の改善に向けて、職員数の減、上下水道料金納付書の一元化などにより、一層の経費削減などに努めてまいります。経営努力だけでは限界があるため、このたびの料金統一と見直しによって、全体で約5%程度の料金引き上げを含めた改定をお願いするものであります。

次に、下水道使用料の改定内容についてであります。使用料は平成23年12月までを

現行料金とし、平成24年1月から統一する計画案であります。

なお、昭和地区農業集落排水使用料につきましては、料金格差が大きいことから、激変緩和措置を講じながら、この地区の統一料金は平成27年4月からとする計画案であり、これら上・下水道料金改定の各条例（案）を本定例会に提出しております。

次に、地上デジタル放送の難視聴解消について申し上げます。

地上デジタル放送の難視聴地区とされている船橋地区9世帯、田屋地区32世帯で共同受信アンテナを整備するため、任意の組合が設立されました。市では、この組合に対し、事業がスムーズに進むようサポートするほか、事業費の一部を助成するため、国・県補助金を活用した関連予算を本定例会に計上しております。

次に、主要観光施設循環バスの運行について申し上げます。

潟上市の主要観光施設である「天王グリーンランド」・「ブルーメッセあきた」・「ブルーホール」等を無料で循環するバスを「食菜館くらら」のオープンにあわせて運行を開始致しました。運行日は日曜日と祝日とし、平成24年3月末までの1年間を試行期間として実施するものであります。運行コースは、地域を循環するコースを2便、観光施設を循環するコースを2便、合わせて4便を運行しております。これまで新聞報道に取り上げられたほか、市広報やチラシの全戸配布等により周知活動に努めており、6月5日までに120人のご利用をいただいております。今後は、観光振興と交流人口の拡大を目指し、より多くの方々から喜んでいただけるよう、アンケート調査など利用者ニーズの把握に努めながら運行ダイヤ等の調整を検討してまいります。

次に、秋田県国民健康保険団体連合会による「保険財政共同安定化事業」、「高額医療費共同事業」拠出金の算定誤りについて申し上げます。

今回、秋田県国民健康保険団体連合会において拠出金を算定する際、過去3年間の交付実績に基づき算定するものを、市町村からの拠出金額をもとに算定したため誤りが生じたものであります。

本市においては、平成21・22年度の過年度分として約2,400万円の過大徴収が判明し、今年度末までに秋田県国民健康保険団体連合会から返金される予定であります。また、平成23年度分についても約2,000万円多く予算措置しておりますので、今後、国・県の交付金・補助金の変更交付決定を受け、金額が確定次第、補正予算に計上したいと考えております。

次に、住民検診について申し上げます。

今年度の早朝集団検診は5月16日から7月21日までの日程で始まっております。今年度は検診の手引き書を刷新するとともに、健康づくり対策の中核をなす健康生活推進協議会の協力をいただきながら、検診受診率の向上に努めているところであります。特に、がん検診については、県政の主要課題として新たに「がん対策室」を立ち上げ、さらに全州市町村長などで構成する「秋田県がん検診協議会」を設置し、県全体でがん検診率向上に向け、取り組む方針が打ち出されております。本市においても、がん検診受診率向上に向け、これまでの取り組みに加え、今年度から胃および大腸の検診無料クーポン券事業を導入し、いずれの対象年代に対しても強力に検診を勧め、市民の健康の維持増進に努めてまいります。

次に、予防接種事業について申し上げます。

小児肺炎球菌、ヒブワクチン接種事業であります。開始後間もなく他県においてワクチン接種による乳幼児の死亡例が発生したため一時中断しておりましたが、現在は再開しております。また、子宮頸がんワクチン接種事業については、ワクチンの供給が追いつかず、希望者への接種が滞っていることから、保護者の方々へは事前に医療機関へ連絡を入れてから受診するよう、通知やホームページ等で周知を図っております。

次に、クリーンアップについて申し上げます。

全市クリーンアップについては、4月17日に実施しております。当日は、朝早くから多くの市民にご参加をいただき、各地域およびその周辺地域のごみ拾いなどの環境美化活動が実施され、約8トンのごみが集められました。また、八郎湖のクリーンアップは、6月5日の午前5時から実施され、市民並びに各種団体・各企業からの多数の参加をいただき、実施しております。ご参加されました皆さんに心から感謝申し上げます。

次に、環境基本計画の策定について申し上げます。

潟上市環境基本条例に基づく本計画の策定については、現在、策定までのスケジュールや所管ごとの環境保全に関する課題、将来目標、行動計画等など、項目ごとに整理をしながら策定準備を進めております。

次に、クリーンセンター施設の長寿命化計画の策定について申し上げます。

同センターの焼却施設は、既に耐用年数を過ぎているものの建物に関しては50年程度の耐用年数を備えており、各設備や機器については部分的な補修で健全度を回復することが可能な部分も多いことから、耐用年数の比較的短い重要な設備を適切に更新するなどして既存施設の延命化を図るため、循環型社会形成推進交付金を活用し、現在クリー

ンセンターの長寿命化計画を策定中であります。具体的に基幹的設備改良の仕様書等がまとまり次第、議員の皆様へご説明する予定であります。

次に、飯塚地区の大規模開発における出店状況について申し上げます。

この大規模開発は、平成22年4月に小中規模商業店舗の集合体、いわゆるショッピングモールへの施設形態を変えた開発行為の変更が県から許可されております。今後の出店見込みについては、ヤマダ電機が本年9月のオープンに向けて6月から建築工事に着手する予定となっております。また、秋田トヨタ自動車は平成24年9月のオープンを目指して準備段階に入っているほか、同時期に合わせて書店の出店計画も進んでいるとの報告を開発者から受けております。

次に、住宅リフォーム補助事業の状況について申し上げます。

昨年度、新規事業として大変好評を得ました本事業は、今年度も引き続き実施しております。昨年度の利用実績は利用件数516件、補助申請額約6,731万円、全体工事費約8億8,213万円となっており、地域経済の活性化に大きく寄与したものととらえております。今年度は当初予算に300件、3,900万円を計上しておりますが、6月4日現在、利用件数は103件で補助申請額は1,340万円、全体工事費約1億7,400万円と好評を得ております。

次に、稲作の状況について申し上げます。

今年の播種状況については、降雨、曇天続きにより、発芽の遅れや生育の不揃いが散見されたほか、カビの発生や根の成長不良による軟弱苗が若干見られました。また、4月下旬以降の降雨により、耕起ならびに代かき作業等にも遅れが見られております。田植えは5月第3週に盛期を迎えており、今後は初期の生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、いもち病等の発生を防ぐため、余り苗の早期処理や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携し指導してまいります。

また、農業者戸別所得補償制度について、昨年度は米に対する助成や転作水田に対する所得補償がモデル対策として行われましたが、今年度は、これに畑作物の所得補償を加えて本格実施されます。市では、全農家がこの制度に参加していただけるよう、情報の提供やチラシなどを配布し、関係機関とともに政策の浸透を図ってまいります。

転作については、重点作物の「大豆」を中心に、新規需要米や加工用米への誘導を図りながら、3年に1回の適正なローテーションができるよう指導してまいります。今年度5月末日時点の転作計画では、大豆が548ヘクタールで転作全体の約45%、次いで加

工用米・新規需用米が355ヘクタールで約29%となっております。また、今年度からの取り組みとして、新たに備蓄米への活用も予定されていることから、現在JA・集荷業者で調整を図っております。

和梨の主力品種「幸水」については、低温続きで生育が1週間ほど遅れており、開花盛期は5月9日頃となっております。生育が遅れた年は小玉傾向が懸念されるため、今後の摘果作業等を適期に実施するよう指導に努めるとともに、病虫害防除の徹底を呼びかけてまいります。

花卉の輪菊は、春先の低温が影響し活着・生育に遅れが散見されましたが、現在は回復傾向にあります。出荷の始まりは7月初旬の見込みで、市場の要望に応じた適期・適量出荷に努めるとともに、8月から10月出荷を主体に現在作業が進められております。これまで目立った病虫害被害はありませんが、徹底した予防を実施するよう指導してまいります。

次に、漁港関連事業について申し上げます。

天王・江川漁港の老朽化に伴い、国の補助事業を活用し計画的に機能保全工事を実施するため、昨年度に水産物供給基盤整備保全計画を国に承認申請しておりましたところ、このたび事業費内示がありました。今年度の内示額は3,000万円で、測量及び実施設計と護岸工事を計画しており、関連予算を本定例会に計上しております。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

市商工会では、プレミアム付き商品券の発行を昨年に続き実施いたします。1セット11枚入り1万1,000円分を1万円で販売するもので、1人5セットまで購入できます。発売および使用期間は、平成23年7月1日から12月31日までの6カ月間で、お中元や御歳暮にご利用いただけるよう配慮しております。また、抽選会等の充実を図り、お客様にお楽しみいただける内容も検討しております。取扱店については、商工会員以外にも加盟店を募集しているところであり、店舗に「潟上市共通商品券取扱加盟店」のステッカーを掲示し、市民に周知することとしておりますが、なお、商品券の販売場所は商工会本所と天王指導センター（旧天王商工会館）および市役所各庁舎等を予定しております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、豊川小学校と大久保小学校との統合について申し上げます。

4月22日に豊川小学校PTA総会が開催され、統合についての話し合いが行われた結

果、「平成24年4月1日の統合についてPTAとしても賛成である。」との結論に達しております。また、5月9日には「学校統合同意書」に豊川地区5団体の代表者より署名・捺印をいただき、統合について最終的な了解を得ております。これを受けて、5月17日に大久保地区自治会長、18日に大久保小学校PTA役員への説明会を実施しており、今後は「統合準備委員会」を設置し、具体的な話し合いを進めてまいります。

次に、追分保育園の開園について申し上げます。

昨年度から整備を進めてまいりました「追分保育園」と「追分乳児保育園」を統合した新「追分保育園」が4月1日にオープンしております。これまで年齢で区分されていた保育環境を解消し、0歳児から就学前までの乳幼児を一貫して保育する環境は、園児の園生活の安定と保護者の利便向上に大きく寄与するものであります。なお、東日本大震災により延期しておりました竣工式は、外構等の工事が全て完了してから執り行うことといたしました。

また、出戸幼稚園を改修し、0歳児からの保育機能を加えた幼保一体化施設「出戸認定こども園（仮称）」は、地域の子育て支援の拠点施設として平成24年4月の開園を目指しており、本定例会に工事請負契約締結案を提出しております。

次に、平成22年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約148億9,700万円、歳出決算見込額約140億4,600万円、歳入歳出差引見込額が約8億5,100万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約1億9,600万円を差し引いた実質収支見込額は約6億5,500万円となっております。

次に、特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約2億4,500万円、介護保険事業特別会計で約9,300万円、下水道事業特別会計では約6,000万円となっております。その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。

企業会計であります水道事業会計は4,829万円の純利益となっております。

以上が、平成22年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか2件の報告、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告2件、平成22年度潟上市一般会計補正予算ほか6件の専決処分の承認、議案として潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）ほか5件の条例案、出戸認定こども園（仮称）建築工事請負契約の締結、教育用コンピューター等購入ほか3件の備品購入契約の締結、平成23年度潟上市一般会

計補正予算（案）ほか4件、人事案件として固定資産評価審査委員会委員3名の選任、教育委員1名の任命、湖東地区行政一部事務組合議会議員1名の推薦についての案件を提出しております。

以上が、行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第2号 平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてから 日程第7、報告第4号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第2号、平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第4号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第2号から報告第4号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。
山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

はじめに報告案件でございます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第2号、平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成22年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

平成22年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

この内容につきましては、3月定例会で補正の議決をいただいたものでございます。

2款総務費9項きめ細かな交付金事業費1億9,565万6,000円と10項住民生活に光をそそぐ交付金事業2,616万円は、国の補正予算によるものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費、農業基盤整備事業費3,894万9,000円は、天塩地区農業基盤整備事業3,190万円と野村地区農業基盤整備事業704万9,000円で、いずれも県営事業負担金でございます。

8 款 2 項道路橋梁費、大清水下谷地線改良事業8,300万円は、大清水跨線橋の架けかえでありまして、J R 東日本への工事負担金でございます。

3 項河川砂防費、急傾斜地崩壊対策事業347万2,880円は、昭和豊川新薬地区104万4,710円と飯田川飯塚鳥木沢地区242万8,170円で、いずれも県営事業負担金でございます。

以上、5 事業で 3 億4,723万7,880円を平成23年度に繰り越すものでございます。

財源は、国・県支出金 1 億5,251万3,000円と地方債7,800万円、一般財源 1 億1,672万4,880円でございます。

次に、3 ページをお願い致します。

報告第 3 号、平成22年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、平成22年度潟上市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成23年 6 月17日提出 潟上市長 石川光男

4 ページをお願い致します。

はじめに、事故繰越しが発生した事由についてであります。行政報告でも述べましたとおり、3 月11日に発生した東日本大震災の影響により資材等の調達が困難になったことによるものでございます。

それでは、平成22年度潟上市一般会計事故繰越し計算書の内容について申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費、地生再生事業は 1 億9,968万3,010円で、主な内容につきましては、鞍掛沼公園や産直センター整備工事でございます。

8 項きめ細かな臨時交付金事業費472万3,750円は、市道上北野 1 号線改良工事でございます。

3 款民生費 1 項老人福祉費、老人福祉施設整備事業126万円は、グループホームホプシーにおいて火災報知機を整備するための補助金でございます。

2 項児童福祉費、幼保一体施設整備事業3,930万1,500円は、追分保育園の外構整備工事などでございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、市道維持舗装事業600万7,050円は市内、追分、天王、昭和、飯田川地区の市道の穴埋め工事でございます。また、市道局部改良事業206万4,300円は、市道 1 カ所の局部改良工事でございます。

4 項都市計画費、フットボールセンター整備事業2,916万5,308円は、クラブハウス整備や防球ネット整備にかかわるものでございます。

以上、7 事業で 2 億8,220万4,918円を平成23年度に繰り越すものでございます。

財源につきましては、国・県支出金7,077万円と地方債 1 億3,250万円、一般財源7,962万7,918円でございます。

これら事業につきましては、すべて工事等において終了しております。

5 ページをお願い致します。

報告第 4 号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告する。

平成23年 6 月17日提出 潟上市長 石川光男

6 ページをお願い致します。

平成22年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、1 款下水道費 1 項総務費については、秋田湾雄物川流域下水道事業でございますが、これは秋田県が実施している秋田湾雄物川流域下水道事業が年度内に完了しなかったために、同事業に対する潟上市の負担金31万1,000円を繰り越しするものでございます。

主な財源としては、下水道事業債が30万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより報告第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第 3 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、報告第 4 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

【日程第8、報告第5号 専決処分の報告について および 日程第9、報告第6号 専決処分の報告について】

○議長（千田正英） 日程第8、報告第5号および日程第9、報告第6号の専決処分の報告についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第5号および報告第6号について当局より一括して提案の理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の7ページをお願い致します。

報告第5号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

8ページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年4月19日 潟上市長 石川光男

相手方につきましては、南秋田郡五城目町●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●さんでございます。

損害賠償額は1万2,075円となります。

賠償の原因につきましては、平成23年2月20日午後7時ころ、相手方が潟上市天王宇西長根地内の市道二田追分線を自家用車で走行中、冬期間における舗装路面の凍結、融雪の繰り返しによる凍上劣化によりましてできた穴に車輪が落ち、タイヤを損傷したものでございます。

続きまして、9ページをお願い致します。

報告第6号、同じく専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

10ページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年5月12日 潟上市長 石川光男

相手方につきましては、潟上市天王字●●●●●●●●の●●●●さんでございます。

損害賠償額は64万4,962円であります。

賠償の原因につきましては、平成22年1月18日午後4時30分ごろ、長沼球場南側駐車場内を徒歩で移動していたところ、側溝のコンクリートふたの一部欠損部分に右足を落とし、その衝撃でかかと部分を骨折したものでございます。

このたび治癒したことで賠償金額が確定したことによりまして、以上2件の損害賠償額の支払いについて専決処分とするものでございます。いずれも本市が加入している全国市町村会総合賠償保険の代理店である株式会社損保ジャパンから全額支払いをされております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより報告第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第10、承認第2号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第10、承認第2号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第2号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の11ページをお願い致します。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年 6月17日提出 潟上市長 石川光男

12ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年 3月18日 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市一般会計補正予算書（第8号）をご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお願い致します。

平成22年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ717万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億7,075万9,000円とするものでございます。

歳入予算についてご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

9款1項1目地方交付税につきましては717万3,000円でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

5ページをお願い致します。

3款5項2目東北地方太平洋沖地震被害者救援費については88万9,000円でございます。ここに計上した予算は、被災地への職員派遣、あるいは支援物資の支援、本市へ避難してきた方々の支援に係る経費でございまして、時間外の勤務手当、あるいは消耗品、あるいは妊婦の健診等でございます。

続きまして、9款1項1目東北地方太平洋沖地震対策費については628万4,000円でございます。ここに計上した予算については、本市において地震直後に発生した停電対策や市民のための臨時避難所の設置および運営に係る費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第11、承認第3号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第11、承認第3号、専決処分の承認についてを議題とします。
議案の朗読を省略します。

承認第3号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の13ページをお願い致します。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

14ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月18日 潟上市長 石川光男

それでは、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算書（第4号）をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお願い致します。

平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,627万6,000円とするものでございます。

歳入予算についてご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

5款1項1目一般会計繰入金17万7,000円でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

5ページをお願い致します。

1款1項1目一般管理費については14万9,000円でございます。これにつきましては、地震対策委託料でございます。

3項1目湖岸地区排水施設管理費については1万4,000円、燃料費でございます。

4項1目羽立地区排水施設管理費については1万4,000円、これも燃料費でございます。

それぞれ停電時の汚水処理委託、あるいは施設運営のための燃料費等でございます。
以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第12、承認第4号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第12、承認第4号、専決処分の承認についてを議題とします。
議案の朗読を省略します。

承認第4号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の15ページをお願い致します。

承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

16ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月18日 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（第5号）をご覧いただきたいと思
います。

1ページをお願い致します。

平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ28万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,774万3,000円とするものでございます。

歳入予算についてご説明申し上げます。

4 ページをお願い致します。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金については28万7,000円でございます、これについては地震対策分でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費については28万7,000円で、停電時の汚水処理委託のための経費でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
19番。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。

先ほどの農業集落排水、ただいまの下水道の専決処分について提案ありますけれども、その中に、先ほどの市長の報告を聞いていますと、各会計とも全部黒字決算でありました。ところが、この震災対策につきましては、一般会計から繰り入れてやっておりますが、その辺の事情、多分基準外の繰り出しだと思いますが、その理由と、それから震災対策委託料というのは、内容はどのようなものでしょうか。2点お願いします。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは19番佐々木議員のご質問にお答え致します。

はじめに、この特別会計の繰り出しについて一般会計からということでありまして、けれども、この繰り出しについては一般会計も含めまして、すべて地震にかかわるものということで、すべてをこの一般会計の方からの繰り出ししております。特別な事情としては、震災に伴うものでございますので、本来であれば特別会計で支払うべきものじゃないという関係で一般会計からの繰り出しで、すべてを賄っているということでございますので、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） ただいまの質問の地震対策委託料の内訳でございますが、停電によりましてマンホールポンプが停電しておりますので、特に飯田川八ツ口等の汚泥排水のくみ上げのための業者への委託料でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 専決処分ということで何本か出てまいりました。事故に対する補償金、今回は2本、地震対策委託料ということで、基本的な考え方になるわけですが、本来やはり専決処分というのは、いとまがない、万やむを得ないときという執行上の限定があるわけでありまして、どうもやむを得ないなという一面も理解できないわけでもありませんが、先ほどの市長の行政報告、3月議会終了後以降、ずっと羅列して報告されています。とらえ方でしょうけれども、3月議会以降に、あの時点で地震発生しました。地震の対応等々がありまして、今この6月の議会の冒頭に報告いただいても、まさに賞味期限がもう完全に終わっていて、事後報告以外の何ものもないというものもあります。私が言いたいことは、やはり議会というものの権能、役割があるわけですから、大変でしょうけれども臨時議会というものを招集していただいて、そしてこの行政報告も、その時宜を得た形の中での行政報告というものをしていただければ、我々議会側としても非常に理解しやすいし、また、この報告をいただいて市民に対しても、またリアルタイムに市民の代表である議員の立場でまた代弁報告できるというふうになろうかと思えます。理解できないわけでもないんだけれども、できればやはりその中間に臨時議会でも招集して、そして適時に対応していくという姿勢があってもいいのではないかなと思えますけれども、その点どういう基本的なものの考え方を持っておるのかご答弁いただければありがたいと思えます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今後はなるべくそのようにして進めていきたいと思えます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第13、承認第5号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第13、承認第5号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第5号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の17ページをお願い致します。

承認第5号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

18ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市水事業会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月18日 潟上市長 石川光男

平成22年度潟上市水道事業会計補正予算書（第5号）をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願い致します。

平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的支出69万円を追加するものでございます。

内容につきましては、停電時における発電機の燃料、あるいは発電機器設置および運転の委託等、その後の施設の運営および調整にかかわる費用と給水作業、これは給水公用車の燃料費、あるいは給水運搬および排水作業委託に要する経費でございました。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第14、承認第6号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第14、承認第6号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第6号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の19ページをお願い致します。

承認第6号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

20ページをお願い致します。

専決処分書

平成22年度潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月31日 潟上市長 石川光男

21ページをお願い致します。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な部分であります。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令によりまして、条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、課税賦課限度額の変更にかかわるものでございます。基礎課税額、これは医療費分でありますけれども、50万円を51万円、後期高齢支援金等の課税額、これは支援金分になりますけれども13万円を14万円、介護納付金課税額、介護分でございますが、10万円を12万円に改めるものでございます。

なお、平成23年度の税率は据え置きますけれども、地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げとなるものでございます。

この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） この引き上げによりまして全員がもし支払いなるとすれば、総額でどれぐらいの収入増になるか、そこら辺お願い致します。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原典男議員にお答えします。

大体4万円で55世帯、それで220万円くらいという試算であります。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。9番。

○9番（戸田俊樹） この国保条例の一部を改正する条例も専決するということで、専決した月日を3月31日というのは22年度内ということで、それから3カ月近くなるということですから、先ほどの専決されたものとこれとは全く異質なものと思います。ただ、政令が今、地方税法の政令の改正に伴うものだというふうにもおっしゃいますけれども、その辺に対する考え方がちょっと理解ができないといいますか、いとまがなかったというものではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、9番戸田議員にお答えします。

この専決関係であります。これは地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたもので、4月1日施行であります。そのため、一日しか日にちがないので3月31日に専決処分をさせてもらったと、そういう流れでありますので、宜しくご理解をお願い致します。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） 地方税法の改正が30日で、31日が専決して4月1日から施行するというので、これは「お上のやること」と言いますか国がやることなから、地方自治体そのものはもう全部しなきゃいけないということなのか、これを専決しなければどうなるか、その辺の罰則規程があるものかどうか、その辺を説明いただきたいと思いません。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 9番戸田議員にお答えします。

これは今までも地方税法の改正のときは、このような状況でやっております。罰則そのものというのは、まだ調べておりませんので、そこら辺ははっきりしませんが、まず今までのやり方で、地方税法にのっとって市では施行していくという方向でやっておりますので、宜しくご理解申し上げます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） ちょっとわかりませんので教えていただきたいんですが、新旧

対照表がありまして、改正案の方を見ますと但し書きがあります。市長が健康保険法施行令において認められる場合というのは規則で定めると、そういう但し書きがありますが、これはどういう場合でしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 19番佐々木議員にお答えしたいと思います。

これは承認7号の方だと思いますが、新旧対照表で市長が認める場合というのは、これに想定できない場合という解釈だと私は解釈しております。そのときに市長が認める場合は、これを適用しますよという内容で解釈しておりますので。

ただいまの質問内容は7号です。すいませんが訂正したいと思います。

○議長（千田正英） 7号の方で質疑をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第6号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第15、承認第7号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第15、承認第7号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第7号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の22ページをお願い致します。

承認第7号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

23ページをお願い致します。

専決処分書

潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月31日 潟上市長 石川光男

24ページをお願い致します。

潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例の主な部分でございます。

この度の改正については、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として条例附則に規定していた出産育児一時金の支給額35万円を39万円に引き上げるることについてでございます。平成23年4月からは恒久化することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（千田正英） これより承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
19番。

○19番（佐々木嘉一） 先ほどは失礼を致しました。改めてお伺い致します。

この参考資料の方の新旧対照表の中に、いわゆる3万円を上限として市長が加算するという措置がありますが、その場合はどういう場合を想定しておりますか。お尋ねします。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 19番佐々木議員にお答えします。

この3万円上限というのは、産科医療保証制度というものでありまして、通常の出産であったにもかかわらず、出産時の何らかの事故で重度の脳性まひ児が生まれた場合という制度であります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。9番。

○9番（戸田俊樹） これも出産に対するお金を増額すると、これは、それはそれで結構でしょう。ですが、今19番議員が申されたように、市長の権限によって3万円を加算すると、それが産科医療の事故に対応するために必要だということであれば、専決しないで議会に諮って、その旨も説明しながら議決といいますか決定された方が結構ではないかと思えます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） ただいま9番戸田議員の質問に対してお答えしたいと思

ますが、そのようにするよう検討したいと思います。

大変すみません。今回の3万円につきましては、これそのものが変わるわけではあり
ませんので、専決対象とはなっておりません。

以上です。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 9番戸田議員にお答え申し上げます。

この度の国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正の要点については、先ほど市
民生活部長から説明ありましたとおり、出産育児一時金の35万円を39万円に4万円引き
上げるといふものでございます。ただそれだけでございまして、この従来の39万円にブ
ラス3万円を上限として足す足さないは、これは従来どおり何ら変わってございませ
んので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

39万円には入っておりません。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより承認第7号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起
立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認するこ
とに決定しました。

【日程第16、承認第8号 専決処分の承認について】

○議長（千田正英） 日程第16、承認第8号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第8号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の25ページをお願い致します。

承認第8号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第
3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

26ページをお願い致します。

専決処分書

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年4月1日 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願い致します。

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,459万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,959万7,000円とするものでございます。

歳入予算について、ご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

18款1項1目繰越金については1,459万7,000円で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

5ページをお願い致します。

3款2項5目保育園費については、5万8,000円で、潟上市へ避難してきた保育園児に要する経費、消耗品、あるいは災害共済負担金、扶助費でございます。

3款5項2目東北地方太平洋沖地震被害者救援費については、1,054万1,000円でございます。ここに計上した予算につきましては、被災地への職員派遣や救援物資の支援、あるいは本市へ避難してきた方々の支援にかかわる経費でございます。消耗品、あるいは高速道路費用、物品の借り上げ、あるいは車の借り上げ使用料でございます。

4款1項保健衛生費については208万円でございます。潟上市へ避難してきた方の予防接種、これについては各種個別の予防接種や妊婦検診等の母子保健および特定検診やがん検診といった成人保健に関する費用でございます。

10款1項教育総務費については1万9,000円でございます。

2項小学校費については45万2,000円でございます。3項中学校費については131万7,000円でございます。4項幼稚園費については13万円で、それぞれ潟上市へ避難してきた小中学生および幼稚園児に要する費用でございます。これらの予算については、いずれも4月から6月までの3カ月分の経費を見込んだものでございまして、それに伴って計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより承認第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） すみません何回も。この度の歳出の方の教育費の中の、いわゆる教育振興費の20節の扶助費129万円、要保護及び準要保護の児童生徒の援助費ということになっていますが、これは新年度予算でまだ予算始まったばかりですし、これらは震災との関係での補正という意味なものですか、それともどういう意味合いで計上したのでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 19番議員にお答えします。

この対象となるのは震災にあった方、避難された方のものです。予定として10人分を予定しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） この度の大地震につきましての今、災害に関する予算でございますが、それぞれの対応が、いわゆる市の判断で例えば時間外、あるいは高速道路、いろいろ関連のあれがありますが、これは標準的にこういうものを各自治体で関係する部分は専決なり予算化してくださいと、そういう一つの方針とか、あるいは内部での支援対策室の中でのやはり結論からこういう予算となったものでしょうか、その辺、それは全く自主的な潟上市の予算という形でとらえていいですか、それとも何か全体の話し合いとかいろいろな全国各地の対応等を見ながらやったものですか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木議員にお答え申し上げます。

行政報告でも述べましたけれども、国・県ならびに上下水道の協会等からその要請がきております。そういうことで派遣については、そのように派遣の手続きをとっております。

一方、各国の関係省庁の方から被災者の生活保護等の取り扱いとか様々なその支援対策について自治体の方に講ずるようということがあります。このことにつきましては秋田県内においても25市町村すべてがこの通達等によりまして支援措置をとっているということでございますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） さっきの質疑の中でも、市長から大変前向きな、できる限り議会を開催しましょうということがありまして大変くどくてすみませんが、私はやはり私なりの議員経験持っていますが、「震災でわたれば怖くない」ということでもないと思うんです。公費を出動するに当たっては、やはりリアルタイムに、少なくとも時宜を失ってはだめだと私はそう思います、基本的には。これ見ますと、地震とは言いつつも衛生費等々あるわけです、いろんな形の中で。これはくどいようですが、我々議会としても審査をさせていただいて、市民に知らしめる、我々議員も、議会もやはり、市民から負託をいただいているんですよ。その点からいきますと、やはり時宜を得たときに、きちんと議案として審査をさせていただいて、そしてまたリアルタイムに市民に対して我々もまた情報提供していく。そのまさしく、内容がわからない。この段階で、初めて知り得るということになりかねないわけで、しかも私の経験則から言って、こういう形で地震があったとは言いつつも、もう一気に専決処分案が冊子になって出てくるといって、まさしく地震があったためにやむを得ないとなれば、全てそれでちょんとなるわけですが、やはりいかなものかなということは今さらながら感じざるを得ません。したがって、先ほど市長から前向きな答弁いただきましたので、重々わかっておりますけれども、どうぞひとつ今後は重ねて十分なる配慮というものをお願いしたいと思いません。答弁はいりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 歳入の方につきまして、この被災者に対して国・県より支援をしてくださいという要請があったということでございまして、今回、前年度繰越金の中で1,459万7,000円、この対応をしておりますけれども、では国の方からはこういう経費等につきまして、どのような対応になっていくものか、この辺のところをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは15番西村議員にお答え申し上げます。

被災地支援の財源等ということについてでございますけれども、東北地方太平洋沖地震に関わるのは災害救助法というものが発令されておりました、それについては弾力的な運用をするということでございます。この災害救助法が適用された都道府県から県域を

越えて避難をされた方々については、国庫負担の対象ということになります。被災地ならびに被災者の支援にかかわる経費のうち、一定のものについては被災地の方に求償できるという形になっております。今回の専決処分の内容についてのこうした内容のものについては、当然被災地の方に対して求償すると、求めることができます。被災地の方については、国の方からは災害救助法によりまして、それこそ国庫負担によってその支援措置がありますけれども、その中で県域を越えてきた、我々の方に来て、そしてまたいろいろこのかかる経費については、求償の対象になるということになります。ですから被災地も、それからそれを受け入れた県なり市町村についても、その財源の内訳の中には、そういう求償の部分がこの後予算措置されるということになりますので、現状においては繰越金で措置しておりますけれども、この後この事務手続を取りながら、それらを財源として受け入れるという形になりますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これより承認第8号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第17、議案第40号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第22、議案第45号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第17、議案第40号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第22、議案第45号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第40号から議案第45号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の27ページをお願い致します。

議案第40号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、東日本大震災への税制上の対応として、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、条例の関係部分を改正するものでございます。

28ページをお願い致します。

段落の内容につきましては、附則に2条を加えるものでありまして、1つめは東日本大震災にかかわる雑損控除額の特例でありまして、住宅や家財にかかわる雑損損害については、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間は現行3年を5年とするものでございます。

2つめとしては、東日本大震災にかかわる住宅借入金等の特別税額の適用を受けていた住宅が東日本大震災により、住宅の用に供することができなくなった場合についても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することとするものでございます。

附則として、この条例の施行日については、1つめの第20条については公布の日から適用になります。それから2つめの第21条については、平成24年1月1日から施行するという内容になっております。

続きまして30ページをお願い致します。

議案第41号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年6月17日 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業等について必要な事項を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

内容につきましては、非常勤職員の育児休業の取得を新設するものでございます。最大で1歳6カ月までとなっております。

また、非常勤職員の部分休業の取得を新設するものでございまして、最大で一日2時

間とするものでございます。

現状の認用については、一日1時間半までとなっております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして35ページをお願い致します。

議案第42号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成23年6月17日 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、農業委員会等に関する法律第12条第1項ならびに農業委員会等に関する法律施行規則第8条第3項の規定に基づき、関係土地改良区の協議により選任委員となる地区を統一選挙ごとに輪番制にすることとしているため、条例の関係部分を改正するものでございます。

これによりまして潟上市天王土地改良区を飯田川土地改良区に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成23年7月20日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） それでは、議案書の37ページをお願い致します。

議案第43号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を次のように改正するものであります。

平成23年6月17日 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、合併前の旧地区ごと使用料制度を廃止し、潟上市全域の農業集落排水使用料を統一し、基本使用料および従量使用料を改定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

38ページをお願い致します。

主な改正内容は、地区ごとの使用料を廃し、別表第2のとおり改めるものであります。

この条例につきましては、平成24年1月1日からの施行とするものでございます。

使用料には、施行日以降の検針から新使用料金での請求となることから、経過措置を

設けるものでございます。

また、昭和地区使用料に平成24年1月から平成27年3月までの間、特例を設けるものでございます。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

議案第44号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市下水道条例の一部を次のように改正するものであります。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、合併前の旧地区ごと使用料制度を廃止し、潟上市全域の下水道使用料を統一し、基本使用料および従量使用料を改定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

40ページをお願い致します。

主な改正内容は、地区ごとの使用料を廃し、別表のとおり改めるものであります。

この条例につきましては、平成24年1月1日からの施行とするものでございます。

また、使用料には施行日以降の検針から新使用料金での請求となることから、経過措置を設けるものでございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

議案第45号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市水道事業給水条例の一部を次のように改正するものであります。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、合併前の旧地区ごと料金制度を廃止し、潟上市全域の水道料金を統一し、基本水量・基本料金および超過料金を改正する必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

42ページをお願い致します。

主な改正内容は、合併前の天王町・昭和町および飯田川町の給水区域ごとの使用料を廃し、別表第1のとおり改めるものであります。

この条例につきましては、平成24年1月1日からの施行とするものでございます。

料金には施行日以降の検針から新料金での請求となることから、経過措置を設けるものでございます。

また、平成24年1月から平成25年3月までの間に料金の特例を設けることと平成25年

4月から平成27年3月までの間に料金の特例を設け、さらに一向地区につきましては平成27年4月から平成29年3月までの間に料金の特例を設けることと、平成29年4月から平成31年3月までの間に料金の特例を設けるものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第23、議案第46号 工事請負契約の締結について】

○議長（千田正英） 日程第23、議案第46号、工事請負契約についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第46号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の46ページをお願い致します。

議案第46号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

本議案につきましては、出戸認定こども園（仮称）建築工事の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございまして、契約の方法につきましては指名競争入札によるものでございます。

契約金額については3億345万円で、契約の相手方は潟上市天王字北野256番地、むつみ建設株式会社代表取締役社長佐々木徹であります。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（千田正英） これで議案第46号について提案理由の説明を終わります。

これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） まず、落札者はわかりましたけれども、まず予算額と予定額、そして落札率、これに対して指名業者は参考資料の方についているということでわかりました。それはよろしいけれども、じゃあその指名業者ですけれども、食菜館くららですか、これの指名したその業者と、例えば今回のこの指名された業者、どのような違いがあるのか、その辺のところひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、15番西村議員にお答え申し上げます。

この出戸認定こども園（仮称）の建築工事の予算となりますけれども、当初の起工に

際しましては3億1,999万8,000円でございます。それによりまして契約額が3億345万円となったものでございまして、落札比率については97.76%でございます。

続いて、もう一つの食菜館くららの業者の関係については、この食菜館くららと同じ業者でございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問。

○15番（西村 武） ただいま、予算額については申し述べられました。そしてまた落札率についてもお答えがありましたけれども、この予定額と予算額の差ですけれども、これはどのぐらい違っているのか、ここを一つ聞きたいんですけれども。なぜかという、その予定額というのは落札額でなくて予定額というのは公表されております。だからその差が予算額とどのぐらい違うかということで、しかも予定額があるから、ここで97.76%のその落札率というのが出てくるのではないかと思いますので、その違いがどうなっているのかなと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 15番西村議員にお答え申し上げます。

予定価格については3億1,039万7,850円になっております。これによりまして、この起工とこの予定価格の差については960万150円となっております。予定価格につきましては、本来であればこの起工額が本質的な予定価格ということになりますけれども、その後の設計後のいろいろな様々な資材等の価格の変動によりまして予定価格を設けているということでございます。したがって、その予定価格に対する落札比率は97.76%ということでございます。本来であれば請負比率というものがまだありますけれども、これについては起工額に対する契約額の比率というようなことになりますので、請負比率というようなものを本来の起工決済した額に対する比率、正式な比率になるということと考えております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番、再々質問。

○15番（西村 武） では、この予定額、これが今申されました3億1,039万ですか。これまず、この落札額が97.76%と非常に高いわけですので、それをもう少し例えばパーセント的に下げるとか、そういうことはどうか、その辺のところは検討したことがありますかどうか、その辺のところひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 15番西村議員にお答え申し上げます。

予定価格につきましては、それこそ標準的なその設計の基準によりましてはじき出したものが起工決済額になるわけでございますけれども、その後におきまして様々なその要因によって起工決済から予定価格として見込める、要は予定価格によって起工決済よりも下がる価格を求めるということで大体その率を計算しております。ただいま西村議員からは、落札率と非常に近いということでありましたけれども、本来であればこの請負に当たっては、起工決済額が何ものなければそれがまず予定価格になるということが基本的にありますけれども、その後のいろいろ様々な資材の価格とか、まずはその変動によりまして予定価格を設けておりますので、そういう意味からすれば落札率は非常に近いものになるという現象はときどき出てくるという形があります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 今、出戸認定こども園の建築工事ということですがけれども、既に終了しています追分保育園のその建築工事があるんですけれども、追分保育園の建築工事とこの出戸認定こども園の建築工事、全く物件は別ですがけれども、その認定こども園ということでかなりソフト面では関連してきますけれども、例えば設計、建屋ももちろんそうですけれども、その設計等々についてどういう考え方でこの出戸認定こども園を進めていくのか、そこをひとつお答えいただきたいということと、追分保育園の建築工事業者ももう一度確認しておきたいと思います。お願いします。

○議長（千田正英） あくまでも契約の議決ですので、その辺質問を。

○1番（中川光博） 契約の議決ですがけれども、私の中では議決する場合に、関連しますので、一度お答えしていただきたいなと思って質問しているわけです。

○議長（千田正英） あくまでも請負契約の締結について。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 追分保育園の業者につきましても、今の出戸認定こども園につきましても同じでございます。

あと、それから設計のその内容についてでありますけれども、これについては幼保一体化基本計画ということがありますので、それを土台にして両方の園舎についても設計思想の中に反映しておりますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 1番。

○1番（中川光博） 追分保育園の業者と一緒にということですがけれども、現在まだ正式な竣工式を追分保育園は行われていませんけれども、私の聞きおよんだところによります

と、その修理に、例えば雨漏りとかいろんなその修繕に入っているというお話も聞いていますけれども、実際のところそういう評価、今まであったのかどうか、いかがでしたでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 1番中川議員にお答えします。

その話は一切入っておりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 予算書を見ますと、認定こども園は仮称で整備工事は3億2,000万円という予算書、今、総務部長から3億1,990万8,000円、2,000円どこにいったのか、これは繰り上げたのか何とかの違いでしょうか、そういうのあるんですか。この予算書の最終単位は千円になってるから、100円を切り上げとか引き下げるとかあるんですけども、それと、この仮称で言ってますけども、いつ頃正式な名称を決める予定ですか。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 9番戸田議員にお答え申し上げます。

先ほどの15番西村議員のご質問については、この予定価格、それからその落札比率についてのご質問でございました。あくまでもこの予定価格に対して比較となりますのは、予算は3億2千万何がしという金額になりますけれども、設計においては3億1,999万8,000円となりますので、これとの比較になるということから先ほど申し上げた金額になったということですので、宜しくご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 仮称の名称、いつ頃になるかということですが、今のところは仮称ということで出戸認定こども園という方向で説明していますが、この後、「出戸こども園」になるのか、「出戸認定こども園」になるのか、そこら辺は保護者とかいろいろお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

昼食のため13時30分まで休憩と致します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(千田正英) 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第24、議案第47号 備品購入契約の締結について】

○議長(千田正英) 日程第24、議案第47号、備品購入契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第47号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) 議案書の47ページをお願い致します。

議案第47号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

本議案につきましては、公用車として通園バスの購入に際し、備品購入契約を締結するものでございまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方につきましては、指名競争入札によるものでございまして、契約金額は1,508万8,500円で、契約の相手方は、潟上市天王字上江川47番地6、秋田日産自動車株式会社秋田北店店長佐藤 誠でございます。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

参考資料の28ページをお願い致します。

こちらの方に契約の内容について掲載しておりますけれども、指名業者につきましては契約の相手方となった秋田日産自動車株式会社秋田北店等含めて5社でございます。

うち2社は入札を辞退ということになっております。

バスの乗車定数につきましては、このとおりでありますけれども、このバスにつきましては、大きさはマイクロバス、通常大人でありますと28人乗りになりますけれども、それを園児用に内部を改造して、園児が51名、大人が運転手を含めて3名ということになっております。

なお、配備先については、昭和中央、東、西の3カ所の保育園に配置するという内容でございます。

宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 今回はバス3台ということでございますが、通常、私が営業マン当時、何あっても入札へ加わらせてくださいと、そうして正々堂々と札を入れて自分が取るようにまず頑張ると、それでだめであれば、これはあきらめるわけですが、これを見れば太平興業さん、秋田トヨタの2社が入札を辞退したと。これは用途に合う車種がなくて辞退したものか、また、簡単に辞退するといえればああそうかと、当局ではそういう入札方法をしているのかどうか、その辺のことありましたらひとつお願いを申し上げます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 3番児玉議員にお答え申し上げます。

用途に合うかどうかということでありましたけれども、いずれもこの自動車会社さんには、それぞれの会社で自前の車種が用意されておりますので、それを確認しながら入札の方に指名したということでございます。

ただ、辞退した内容につきましては、こちらの方では承知しておりません。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 藤原です。

今、バス3台と申しましたが、このバスは3台そのものは何年くらいになって、そして使用不可能になっているのか、その内容等についてひとつご説明いただきたいと思っております。あくまでもこれは新規で買うのか、あるいは下取りするのか、そこら辺の絡み、内容等について詳しくお願いします。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） この3園については、バスは今までありませんでした。新規に買うものです。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 新しくバスを買うということなんですけれども、大体の耐用年数というのは何年ぐらいを目処にして使っていくということを考えておりますでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 突然と聞かれましたので、答え方をちょっと今探しているんですけれども、耐用年数そのものは、車そのものは償却資産として計算されていく部分がありますが、10年以上は走っていただきたいと思っております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

【日程第25、議案第48号 備品購入契約の締結について】

○議長（千田正英） 日程第25、議案第48号、備品購入契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第48号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の48ページをお願い致します。

議案第48号、備品購入契約の締結についてでございます。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

本議案につきましては、教育用コンピューター等備品購入契約の締結についてでございます。議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法については指名競争入札によるものでございまして、契約金額については2,362万5,000円でございます。

契約の相手方は、秋田市手形新栄町2番58号、エイデイケイ富士システム株式会社代表取締役近藤和生であります。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

資料の30ページになりますけれども、この度の指名業者につきましては、この契約相手方のエイデイケイ富士システム株式会社を含めて7社でございます。うち2社が入札辞退ということになっております。

納入の内容につきましては、この表のとおりでございますけれども、これまで小学校、中学校の方のパソコンの導入の内容につきましては、平成22年度に大久保小学校、飯田川小学校、それから23年度、今回は東湖小学校と追分小学校、24年には天王小学校、出戸小学校、そして25年には天王中、天王南中、羽城中という3中学校に導入するという計画になっております。

なお、児童生徒が使うパソコンについては、各校40台を基本としておりまして、これに教員用を含めた形で購入計画を立てております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） このパソコン117台については、全部インターネット接続ということで、その何ですか、立ち上げも含めた落札になっているのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 教育用のパソコンについては、ネットのつながりはないわけです。教員用の部分については、ネットとつながるということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問。

○14番（藤原典男） わかりましたけども、ネットの立ち上げも含めての落札なのかということについて、そこはどうでしょう。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） ソフトも含まれております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） このたびパソコン117台ですけれども、これちょっと聞き漏らしたけれども、これは買い換えなのか、それとも新品で買うのか、買い換えということは現在あるメーカーで、そして今回の落札したこのパソコンはメーカーが同じなものかどうかということをお聞きしたいんです。

それと、例えばこういう入札ですけれども、先ほど建築について聞きましたけれども、実際落札率はどのぐらいになっているものか、この点のところもひとつお聞かせいただきたい。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは15番西村議員の落札率についてご説明申し上げます。

落札率につきましては、94.36%になっております。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） お答えします。

メーカーについては、資料をこちらに持ってきておりませんので、今お答えできないのが大変恐縮でございます。

前のものをどうするのだという意味だったと思いますが、新しく購入するものです。

以上です。

○議長（千田正英） 15番、再質問。

○15番（西村 武） 新しく購入するものであれば、これは全くその更新でないからメーカーは違って良いと思いますけれども、前のメーカーは何であったかと、その違い、そこをちょっと心配したので聞いてみたんですけれども。今現在使っているメーカーと今の購入したメーカーとは違うということなんですね。それさえわかればいいので。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 教員用については、今まで個人用でしたので、メーカーはまちまちでございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

【日程第26、議案第49号 備品購入契約の締結について】

○議長（千田正英） 日程第26、議案第49号、備品購入契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第49号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは議案書の49ページをお願い致します。

議案第49号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

本議案につきましては、住基関連システム用の機器等購入の備品購入契約の締結でございます。議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法については指名競争入札によるものでございます。

なお、契約金額については8,704万5,000円でありまして、契約の相手方は、秋田市山王三丁目4番23号、株式会社北都情報システムズ代表取締役菅原 晟であります。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

資料の方の32ページになりますけれども、こちらの方にその内容が記載されております。

指名業者につきましては、この度、相手方になりました北都情報システムズを含めて8社となっております。

なお、入札辞退が4社となっております。

それから、この住基関連システムの購入に当たりまして、落札比率については94.08

%となっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） サーバが16台ということで大変数が多いわけですが、これはどういう理由によるものでしょうか。

○議長（千田正英） 藤原総務課長。

○総務課長（藤原貞雄） 4番藤原議員にお答え致します。

サーバ、親機と言われるものでございますが、16台ということで、15台が昭和の電算室、それから1台のサーバが飯田川の予備ということで設置されるものでございますが、このものにつきましては、合併当初設備しましたものが6年を経過しまして、老朽化したということで更新をするものでございまして、その当時のものをすべて更新するために大規模な数量になってございます。

以上です。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） サーバが15台に予備に1ということで16台ということでございますが、前のものをそのまま踏襲したものかもしれませんが、やはりサーバの能力関係からみますと、台数が多いというと、いわゆる高くつくのではないかと思いますけれども、そこら辺のコスト関係はどのようになっていますか。

○議長（千田正英） 藤原総務課長。

○総務課長（藤原貞雄） 再質問にお答え致します。

確かに合併当初と年数が経過してしまっていて、この電算機器につきましては日進月歩といえますか常に進歩しているということになりますので、最新のものということになりますれば台数もおのずと増えているものもございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） それぞれの感覚で、私どもプロでもありませんから、ちょっとわからないところもあろうと思いますから、ちょっと教えていただきながらお尋ね致したいと思います。

問題は合併当初から6年経過したと。サーバをはじめとしてパソコン、プリンター等々の買い換えだと。私ども素人ながらでわからないことは、6年しまつて日進月歩だ

という説明がありますけれども、しからば6年のサイクルでいくその決定的な要素というのは、もう6年越えれば全然これは機能を果たさないということなのかどうか。ということは、3つの分庁方式から近い将来、1つの庁舎という形になったときにおいて、またこの機種がすべて買い換えという形になるとするならば、これ8,000万円を超す、9,000万円近い買い物だとすれば、また相当のその財源の財政負担につながると。そこなんですね。6年経てばもう絶対に日進月歩のこの住基関係の機器、いわゆるコンピューター関係というのは、切り替えを余儀なくされていくものなのか、頑張って一、二年つないでいって、例えばまさしく新しい時代に対応するための備えをして対応できるものなのか、そこら辺どういうもののとらえ方をして今回こういう契約締結をされたのかどうか、お尋ねを致します。

○議長（千田正英） 藤原総務課長。

○総務課長（藤原貞雄） 17番堀井議員のご質問にお答え致します。

ちょっと言葉が足りないところもございましたけれども、一つには老朽化もそうなんですけれども、合併以来運用してまいりました日立のシステムそのものの運用が23年度で終了することも一つはあります。その23年度で終了することから、そのソフトは当然更新していくわけですが、それとあわせてハード、機械部分につきましても耐用年数は通常5年と言われております。その6年を経過した段階で本来あってはならないことでしょうけれども、故障等が発生の率が増えてきております。そういったことから耐用年数5年のもの、老朽化しているということでシステムにあわせてハードも更新ということで計画したものでございます。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） わかりました。いわゆるそのハードの部分とソフトの部分が、いわゆる不離一体ですよ、コンピューターが動くという部分においては。ですから、それが6年、あってはならないことだけれども6年経ったことによって様々な障害が出てきたんだと。だとすれば、現実に障害が発生してあったのかどうかということの確認が一つと、更新することによって今、課長の言われる5年なら5年のスパンは大丈夫ですよということのこれ、言ってみれば補てんというか、保証というのは、これがやはり付加されるものなのかどうかということも含めて、恐らくそういうケアも含めてのこれがハード、しかもソフト、我々はやはりハードが長くもってソフトで変えていったときに、時代に対応できるんだという感覚も私はちょっと持っていましたけれども、あくまでも

ハードとソフトというのは不離一体のものとして一回に更新なり買い換えをしていかなきゃならないという性格のものなのかどうか、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原総務課長。

○総務課長（藤原貞雄） 再質問にお答え致します。

ソフトとハード、それを不離一体にやらなければならないかということのご質問でございますが、必ずしもソフトに伴ってということではないと思いますが、今回につきましては合併以来運用してきました日立のシステムが10年でサポートが終了するということにつきましては、その保守、そういったものにつきましても10年で終了すると、そのことからまずソフトは更新しなければならないということです。それとあわせてハードにつきましては、どうしてもその5年という耐用年数に応じて、なかなかその、5年が経過すればすぐ壊れるかということではないのですけれども、今まで運用してきました故障の頻度が増えていることは事実でございます。そういったことから、その故障に対しましても、当然その業者の方から年間契約でサポートをしてもらっているわけです。故障があった際には速やかに出向いてもらって対応してもらっている次第です。ですから、今回そのシステム保守が終了することに伴ってと、それからハード、直接すぐその影響をおよぼすということではないのですけれども、まずはそのシステムについては保守契約で今後また新しい業者と10年、長期の契約を交わしていきたいと、そしてその故障に対応していきたいと思います。なかなかその電算システムにつきましては、故障が頻繁にあっても、それが機械の上で故障が当たり前のようになってはならないことなんですけれども、軽微なものは常に起こり得る可能性のある機器でございます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 再々質問。17番。

○17番（堀井克見） ちょっと釈然としないことは、課長、いいですか、そのハードの部分、ソフトの部分、いわゆる機種の部分のハードといわゆるシステム、行政が新たな課題が出たときに、いわゆるハードのプログラムを依頼することになるでしょう。例えば税金の徴収であっても、様々なことを。ですから、そうした場合において、機種の部分、ハードの部分できちんとしていたものと、そうすればそれをシステムの関連で保守契約をしている業者がいるでしょう。これは同じ業者でしょう、恐らく。そして、そのソフトの部分にプログラムを入れてくる、これも同じ業者と。そうすれば、この役割を3つに分けるとすれば、それが一貫して同じ業者が5年、10年という再度で一貫してそ

の対応に当たるという解釈でいいんですか。それともまたハードが限度がきたときは、そのハードはハードの部分、そしてまたソフトはソフトのシステムの管理と含めて変わっていくという解釈でいいんですか、どうもそこら辺がいまいち釈然としないので。要は、やはり莫大なこの特殊な何ていうかこの才能というか才覚、パソコンというのは、コンピューターというのは必要なものですから、なかなか、要は当局としてもきちんとチェックできる相当の能力がなければできないわけでしょう。場合によっては業者の一方的な、言いなりにはなっていないでしょうけれども、そのための入札等々の行為をやっているのでしょうけれども、少なくとも売手市場というか、もう買手市場じゃなくて売手市場になっている、供給側が。そうであれば莫大な財政投資というものが当然発生してくるわけですから、そこらはやはり買う側である行政側もきちんとチェックできる体制というものは、まさしくこの時代ですから備えておく必要があるのではないかなど、こういうことを機会にして、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 17番さんの再々質問ですが、実は私もそう思っているんです。コンピューターについては、もう本当、相手の言いなりといいますか、チェックするそのチェックする職員もおらない、ノウハウもない、そういうことで、もう常々もう町長時代から市長になってもコンピューターがこうなった、直さなきゃならないと、これは業者を変えるということも簡単にできないわけです、システムの関係で。そういうような、もう相当複雑なあれがあって、簡単に高いところから安いところに変えようということもなかなか難しいということですから、あくまでも我々はその相手を信用するというよりないわけです。私、こうも考えました。コンピューター会社から1人引っ張ってきて、全部やられないかと。今ではだめです、分散して。全部分散して、1人ではできないと、こういうシステムに今変わっていますので、それも不可能だと。すると、やはり我々としては相手を信用して、そしてとにかく一円でも二円でも安いもの、そして良いものということを入念に入れて事務を進めているところで、誠に答弁としては不便だと思いますが、ご理解くださいということです。

○17番（堀井克見） これ以前に私ども、同僚議員と東京に行政視察に行ったときあるんですよ。東京あたりは人口規模も違うし財政規模も違うので、余りにも予算の、もう3割もこのコンピューター関係でもっていかれちゃうということで、ほとんど困ったと。やはり今、市長おっしゃられたようにそのプロに限りなく近い人を、やはり職員の

中で体制を組んだと。そうしたら年間もう何億って違ったということを現実に私ども研修に行って私聞きましたから、そういう回答を得たときありました。そのことはひとつ今後、東京都内です。後で調べろと言えば調べて教えますけれども、そういう市があったと。

もう一つは、まさしく市長こういうのはやはり釈迦に説法で悪いですが、広域連合の中で、町村会あたりで、市長会あたりでやはり対応策というものをやはり考えていかないと、限りある財源で、しかも地方主権の中で、やはり財源を効率よく使うとすれば、そういうものもむしろ市長会としてひとつ対応、対抗策と言えば変ですが対応するというのもひとつ、もしできるものであれば定義することも一つの案ではないかなということ、余計なことですが、そういうことをちょっと感じました。

以上です。答弁はいりません。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、25市町村で組織を立ち上げているところです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） この入札を辞退されている業者、これはさっき車のことでもありましたけれども、議案48号にもありますけれども、リコージャパン株式会社東北営業本部秋田支社、そしてまた49号でも同じこの例えば会社が、業者が入札を辞退しておりますけれども、この例えば辞退した業者に対しての対応、その辺のところを今後どのように考えているものなのか。例えば、みな売りたいくて一生懸命になっているときに入札を辞退するという事は、何を意図として辞退しているのか、そういうものに対してのペナルティーですか、そういうものはどうなっているものか、そのお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番西村議員にお答え申し上げます。

申されるとおり辞退者が結構多い案件の場合も多々あります。今回の場合は、それぞれ3社、4社等の辞退が出てきているということがあるわけでございますけれども、私の方で正式な辞退届に理由を書く欄は設けておりません。一身上の都合ということだけで辞退届を受理しておるのが実情でございます。

辞退が度重なる事態であれば、次からは指名しないという手法は財政課の方で統計を取ってとっておりますので、特別1回辞退したのでペナルティーを即与えるということ

はしておらないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。15番。

○15番（西村 武） じゃあ例えば、複数回にわたりまして辞退した場合は、その対応等を考えているということですけども、今回、このリコージャパンですけども、これは48号でも辞退していますし、49号でも辞退をしておりますので、こういうものの対応はどうなるのかということ、やはり私から考えますと、言わせますと、これは談合ということはないと思いますけれども、要するにそういうものを助長するために辞退するのではないかとおられても仕方がないわけですから、この辺のペナルティーなりもきちんとしておいた方がいいんじゃないかと思ひまして今質問しています。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） これは指名選定委員長が副市長ですので。私が答弁しますが、一応結果が上がってきます。結果ですね。するとやはり辞退者が出てくる。この辞退者が出てきたものを同じように何とかできないかと、次からは。だけれども、私の聞いた範囲では、入札辞退だけで指名を停止することはできないとなっているようでありますので、この後、もし可能であれば入札辞退の理由というものをちゃんと書いてもらって、それがもし妥当だとすればオーケーだし、それが我々の意に反したものであれば、この次からはペナルティーと言うとおかしいが次からはご遠慮願うというような方法も当然考えていかなければならないと思います。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。19番佐々木議員。

○19番（佐々木嘉一） 契約議案については、先ほど来いろいろなお話が出ておりますけれども、私からはまず単純に、今、市の契約事務についての執行体制について見てみますが、いわゆる入札の執行担当課は総務課と。予算担当は、例えば教育委員会、それぞれのところでやっておるようではありますが、いずれそれはよしとして、私もこの議案をちょっと前もって勉強するために予算科目はどこなのかということ、いろいろ見たのですが、ちょっと、例えば住基関連システム、イントラネットといいますとどこに予算があるのかなということで、多分債務負担行為の6億幾らの中の予算なのかなという感じで見えておりますが、その場合、その入札の説明資料に先ほどの案件にもありましたように、予算科目と起工決済額はやはり教えてもいいのではないのかというような、いわゆる資料として、非常にわかりやすいという感じではありますが、これはひとつお願いで

ございますけれども、ひとつご検討願いたいと思います。

それからもう一点は、先ほど来そのいわゆる入札辞退なり入札参加の問題がありますが、これについてはこういうコンピューターシステム、あるいは機械装置、あるいは車両等々、物品購入についての入札制度要綱というのは市の方で定めておると思いますが、その場合、これは全部指名競争入札ですから、かなりの実績があつて指名するわけですので、辞退するという事は相当な理由がなければ辞退はしないというのが普通だと思います。ですから、入札制度要綱の中で、どういうふうに運用をしているものか、その辺もしありましたら、その辺はこの後のためにひとつお知らせ願いたいと思います。

それから、コンピューターシステムでございますが、非常に今、コンピューター時代で、今、先ほど同僚議員からもお話ありましたように、コンピューターでなければ世の中が動かないということであります。市のいわゆる行政コンピューターの場合は、言ってみれば住基をはじめそれぞれの部門で、みなシステム化されていますので、市役所全体の、言ってみればコンピューターシステムの設計図というものが恐らくあると思います。その部分について今回はこの部分を更新する、あるいは買い換える、あるいは新設すると、そういう一つのやはり電算、いわゆるコンピューター、いわゆる行政事務をコンピューター化するための全体のやはり設計図とシステム概念図がちょっとあれば、今回はこの部分だと、あるいは学校については今回はどうするかと、そういうことができるのではないのかなという感じがしますので、ただそのときそのとき予算がついたから、補助金があるから、あるいはそこが古くなったからとかということもありますが、やはりその事務をどれだけ高度に、今のそのコンピューター化して精度を高めていくのかというそういう面では、やはり当然システム設計がなければならぬのではないのかなと、そういう中で更新なり新設のことがあると、これはまずいずれ後でひとつご検討願いたいと思いますが、先の質問についてお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんのご質問です。第1点めについては、今後そのようにしたいと思います。

2点、3点については、これは運用の段階で考えていきたいと思ひます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 18番藤原です。

先ほど以来この同僚議員からいろいろ質問されましたが、私はやはりこの大きな金額

の中で、一生懸命この業者が指名願を出して仕事をもらおうということで決断をしてこられました。その中で土壇場でこの入札に入らないということは、非常に異状な事態だと思います。そこで、今後ともいろいろチェックするだろうが、やはりその取り下げた業者に対して、いろいろこの罰を与えると言えはちょっと言葉が悪いんですが、いろいろな対応の仕方があると思います。また今後、指名競争入札のみならず一般競争にした場合は、どのような変化があるのか、今後いわゆるこの種のことについてどのようなことを考えているのか、副市長にひとつ伺います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 18番藤原議員にお答え申し上げます。

辞退した業者にペナルティーを与えるのかということの検討課題ということのご質問ですが、この辞退した業者についてペナルティーを与えるというのは法律上は認められていないわけでございます。本来その辞退するかしないかは、その業者のいわば一存で決まるという形でございます。私の方でその問題等があれば追跡はしますけれども、特別その問題等がなくて入札辞退となった場合、ペナルティーがまず先にくるということではないと、このように理解しております。たびたびその辞退する業者については、先ほども申し上げましたとおり、私の方でそういう業者が、適合する業者がいれば、その業者は当然指名からは除かれるのではないかなと、そのときになってみなければわかりませんが、そういうことが想定されるということでございます。

もう一点ですが、一般競争入札について今回考えなかったかということについては、一般競争入札は今回の場合は考えてなくて、この住基関連システム用の機器購入契約、この入札の関係については、職員でプロジェクトチームを作って、どういう機種がいいのか、そこからまずスタートしたと。職員が市民にとって活用しやすいような機種をまず選定するというところから始まったということでございますので、一般競争入札を最初から考えてはおらなかったということをご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 再質問。今回は今、副市長が言われましたように、一般競争入札は考えていなかったと、あくまでも指名入札ということでしたが、結果的にはこのように辞退をした会社は何社かございます。今回、これはこれとしても、将来的にこのような種のいわゆる入札等がございましたならば、やはり指名競争入札をして、そして取り下げるということは、一般市民から見れば、市当局はまじめに一生懸命やって

いるにもかかわらず、言葉悪いんですが業者間に何かあるのではないかなという考えもありますので、このあたりも今後きちんとチェックすることも必要かと思っておりますので、この点につきまして副市長から再度お願いします。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 18番藤原議員にお答え申し上げます。

ただいまおっしゃるとおり、この後そういう事案が発生すれば、それなりに対応してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 購入契約には私は何も問題ないと思っておりますけれども、購入した後に、やはり住基カードですか、今、市民にどのような進捗状況ですかと思っております。そして、購入されても、やはり市民が使わないと結果が出ないと思っておりますけれども、覚えていたら住基カードの進捗状況をお知らせくださいませんか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 12番岡田議員にお答えしたいと思っておりますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、大変すみませんが後でお知らせしたいと思っております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

【日程第27、議案第50号 備品購入契約の締結について】

○議長（千田正英） 日程第27、議案第50号、備品購入契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第50号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の50ページをお願い致します。

議案第50号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

本議案につきましては、イントラ関係機器の備品購入契約締結について議会の議決を求めるものでございまして、契約の方法については指名競争入札によるものでございます。契約金額については3,079万6,500円で、契約の相手方につきましては、秋田市中通四丁目4番4号、株式会社NTT東日本秋田代表取締役社長小野寺仁でございます。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

これも資料の方にその内容について記載しております。

指名業者については、先ほど来申し上げたとおり、入札辞退もおりますけれども、全部で8社指名しておりまして、その中でNTT東日本秋田が落札したものでございます。

いずれにしてもこのイントラ関係につきましては、合併以来3庁舎を接続していたネットワークの機器などの購入ということで、一部その中身の備品を更新するというところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

【日程第28、議案第51号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について から 日程第32、議案第55号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第28、議案第51号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから日程第32、議案第55号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第51号から議案第55号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、本定例会に提案の一般会計補正予算および各会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

51ページをお願い致します。

議案第51号でございます。平成23年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第2号）をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願い致します。

平成23年度潟上市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億1,326万9,000円とするものでございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

8ページをお願い致します。

13款2項国庫補助金は1,191万5,000円の追加で、主なものは1目総務費国庫補助金1,093万5,000円、これは無線システム普及支援事業の補助金でございます。

14款2項県補助金につきましては3,369万3,000円の追加でございまして、主なものについては2目民生費県補助金1,476万7,000円、これは既存の福祉施設にスプリンクラー等、設備をするものに対する補助金等でございます。あわせて5目については、農林水産業費県補助金1,524万円でありまして、水産物の供給基盤機能保全事業の補助金でございます。

9ページをお願い致します。

18款1項1目前年度繰越金については7,176万4,000円の計上でございます。

20款1項市債につきましては、8目水産業債でございます。1,350万円、これにつきましては水産基盤整備事業債の追加でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

今回の補正予算では、人事異動等による人件費を全体にわたって計上致しておるところでございます。

13ページをお願い致します。

2款1項9目電子計算費につきましては1,521万6,000円の追加でございます。地上デジタル放送受信対策費補助金でございます。これにつきましては、昭和地区の船橋とのデジタル放送化に伴うアンテナ等の設置に伴うものでございます。

17ページをお願い致します。

3款1項6目老人福祉費については、補正額2,599万9,000円でございます。このうち人件費以外については1,430万5,000円の追加ということになります。

補正の内容については18ページをお願い致します。

施設整備等補助金でございますけれども、これは福祉施設のスプリンクラー等設備整備でございます。

3款2項5目保育園費については、補正額2,000万6,000円の内容でございます。うち人件費以外については429万5,000円の追加でございます。

主な内容につきましては、備品の購入費403万9,000円でございます。先般の地震によりまして停電が発生したわけですが、この停電に対応するための発電機器を購入するものでございます。

19ページをお願い致します。

7目の放課後児童健全育成費につきましては、補正額31万6,000円でございます。このうち人件費については55万6,000円の追加でございます。主なものは、備品購入費として50万1,000円でございます。これは暖房器具を購入するものでございます。これにつきましても今回の災害によりまして、この児童施設の方に暖房機がありませんでしたので、これを今回購入するものでございます。

24ページをお願い致します。

6款3項1目水産業振興費につきましては3,001万円の追加でございます。潟上漁

協、これは補助申請上、潟上漁港と言っておりますけれども、天王江川漁港のことです。でございますが、機能保全事業でございます。国からの補助内示があったことから今回予算計上するものでございます。

26ページをお願い致します。

9款1項2目災害対策費につきましては、542万9,000円の追加で、主なものについては津波ハザードマップ作成委託料523万7,000円でございます。

27ページをお願い致します。

10款2項1目学校管理費につきましては180万3,000円でございますけれども、人件費を除いては備品の購入が135万4,000円の追加になっております。これも先ほどありましたように停電に対応するための発電機等の購入費でございます。

28ページをお願い致します。

3款1目学校管理費、これは中学校でありますけれども40万5,000円の追加でございます。人件費を除いては備品購入費45万2,000円の追加でありまして、これも停電に対応するための発電機等でございます。

4項2目幼稚園費については7万2,000円の減額ですが、人件費を除いては115万9,000円の追加となっております。

29ページをご覧いただきたいと思っております。

主な内容につきましては、備品購入費として90万3,000円でございます。これも停電に対応するための発電機、2園舎について購入するものでございます。

5項1目学校給食費については、人件費を除いて499万2,000円の追加でございます。羽城中学校厨房配管排水柵改修工事でございます。

続きまして、議案書の52ページをお願い致します。

議案第52号でございます。平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただきたいと思っております。

はじめに1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,092万3,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ37億557万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。

続きまして、議案書の53ページをお願い致します。

議案第53号でございます。平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただきたいと思
います。

1ページをお願い致します。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,912万2,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,979万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費でございます。

議案書の54ページをお願い致します。

議案第54号でございます。平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（案）について。

別冊のとおり。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご覧いただきたいと思
います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,964万円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ11億9,482万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費と、この度の東日本大震災の
影響によりまして国庫補助金が要望額を下回ったことによる事業費の減額と組み替えで
ございます。

続きまして、議案書の55ページをお願い致します。

議案第55号でございます。平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）
について。

別冊のとおり。

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）をご覧いただきたいと思います。
収益的支出につきましては68万8,300円の減額ですが、人事異動に伴う人件費の減、
951万7,000円と河川改修に伴う配水管切廻し工事315万5,000円の追加でございます。

また、資本的支出については224万1,000円の追加でございます、ポータブル給水タンク1基を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

【日程第33、同意第1号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について から
日程第35 同意第3号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について】

○議長（千田正英） 日程第33、同意第1号から日程第35、同意第3号までの潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第1号から同意第3号までについて提案者より一括して説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市天王字上出戸265番地

氏 名 菊地福一郎

生年月日 昭和13年5月28日生まれ

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成23年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の菊地福一郎氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

続けて、同意第2号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

記

住 所 潟上市昭和豊川船橋字堤沢1番地

氏 名 奈良 勤

生年月日 昭和11年 1 月17日

平成23年 6 月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成23年 6 月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の奈良 勤氏が任期満了となるので、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

続きまして、同意第 3 号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字川向 1 番地

氏 名 伊藤和人

生年月日 昭和25年 2 月20日

平成23年 6 月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成23年 6 月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の菊地芳男氏が任期満了となるので、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

これが提案理由でありまして、第 1 号の菊地さん、あるいは第 2 号の奈良さんについては、略歴をお手元に示しておりますが、再任でございますので、どうかひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

第 3 号の伊藤和人さんについては、前委員の菊地芳男さんが77歳と高齢ということで、今回伊藤さんにお願ひしたいと。伊藤さんの略歴については、お手元にお届けしておりますが、県の職員を経て、現在は潟上市文化財保護審議会委員として活躍しておりますので、固定資産評価審査委員会委員にふさわしいと思ひしておりますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（千田正英） これより同意第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第 1 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

【日程第36、同意第4号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長(千田正英) 日程第36、同意第4号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第4号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第4号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字妹川32番地

氏 名 鈴木政亜

生年月日 昭和17年4月29日

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成23年6月27日付けで潟上市教育委員会委員の鈴木政亜氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならないものである、これが提案理由でありまして、鈴木さんの略歴もお手元にお届けしておりますが、再任でございます。教育委員としてふさわしいと思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

○議長（千田正英） これより同意第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

【日程第37、同意第5号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第37、同意第5号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第5号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第5号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員（知識経験を有する者）に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字仁山65番地

氏 名 佐々木一信

生年月日 昭和21年10月30日

平成23年6月17日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

湖東地区行政一部事務組合議会議員（知識経験を有する者）の菅原金春氏が平成23年3月31日付で退任したので、湖東地区行政一部事務組合同約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものである、これが提案理由でありまして、佐々木さんは現在、潟上市消防団の副団長をしております。宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） これより同意第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

【日程第38、発議第1号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第38、発議第1号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第1号について提出者の説明を求めます。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 発議第1号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由を説明致します。

提出者は私戸田俊樹、賛成者は鈴木斌次郎議員、藤原幸作議員であります。

本発議案については、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年5月2日に公布され、基本構想策定義務の根拠規定である同法第2条第4項が削除されることから、同項を引用している潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の第2条第1号を改正する必要が生じたため提出するものであります。

改正法の施行後も地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想等について議会の議決を経て策定することは可能でありますことから、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例の第2条

第1項1号を「市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本計画」と改めるものであります。

あわせて第3条に、「ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。」と但し書きを加え、第2条第1号から第4号に規定されている計画が適用となるように条文を整理するものであります。

以上で発議第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

.....
午後 2時39分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第39、潟上市農業委員会委員の推薦の件について】

○議長（千田正英） 日程第39、潟上市農業委員会委員の推薦の件についてを議題とします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号および潟上市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定により、議会推薦の農業委員会委員として2人を推薦するものであります。

15番西村 武議員から動議が提出されております。この動議は1人以上の賛成者があ

りますので、成立します。

動議配付のため、暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

15番西村 武議員より、動議の内容および提案理由の説明を求めます。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 潟上市農業委員会の選任による委員の議会選出の農業委員会委員の推薦の動議を提出する。

平成23年6月17日 潟上市議会議長 千田正英 様

動議提出者 西村 武

動議賛成者 堀井克見、藤原幸雄、藤原典男

一、動議の内容ですけれども、潟上市議会選出の農業委員会の委員の選出に当たり、次の兩名を推薦致します。

佐藤 昇市議会議員

岡田 曙市議会議員

一、提案理由について説明を致します。

佐藤 昇議員は、市議会議員として自ら農業を経営し、農業の発展のため実践してきた方であります。

また、岡田 曙議員は、消費者の立場から地産地消を応援してきた方でもあります。

農業委員となれば、潟上市の農業や農家の皆さんに対し、いろいろな発言を通して提言を行える方でありますので推薦を致します。

以上です。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 推薦動議を提出致します。

○議長（千田正英） 推薦動議、4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 私から議会推薦の農業委員につきまして動議を提出致します。

賛成者は中川光博議員、大谷貞廣議員、児玉春雄議員でございます。

私の推薦する2名は、澤井昭二郎議員、それから館岡美果子さんでございます。

まず、澤井昭二郎議員でございますが、現在も農業委員でございます。重任でございますけれども、澤井さん自身は、今、水稻18町歩、それから受委託関係は8町歩と、今年の春の春耕に当たりましては26ヘクタールの作付をした、いわゆる専業農家でございます。そのほかに水稻以外にも野菜、ジャガイモ、ナス等を中心としまして畑作関係にも取り組んでいる方でございます。いわゆる今、T P Pは、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定は先送りされたわけでございますが、農家の基盤強化というものは非常に大きな課題でございます。そういう中にありまして澤井さんは自ら実践しているということを農業委員会で十分今までも生かしてきましたけれども、さらにこれからも頑張りたいというのが推薦の理由でございます。

それからもう一方の、従来も議会議員からと、それから一般の女性農業者、これは農業委員会の会長の鈴木菊男さんからも文書がまいておりますように、是非農業の女性者を推薦してほしいという文書もでございます。舘岡美果子さんでございますが、昭和大久保北野藤曲小道添74番地で、今、果樹と皆さんもご承知のようにグリーンツーリズムの潟上市の先駆者でございます。果夢園をやっています。昭和48年11月6日生まれ37歳でございます、経営感覚にも優れているし、秋田県のいろんな委員もやっています。いわゆる秋田県総合発展計画の審議員でもあります。また、潟上市におきましては、都市計画マスタープランの策定委員もやっているということでございますし、かつては昭和地域農業改良普及所に勤めて、その道を頑張ったという方でございますので、従来のように議会から1名と、それから民間の女性、いわゆる農業に携わっている方ということで推薦申し上げたいと動議を申し上げたいと思います。提出するというところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） ただいま4番藤原幸作議員から、議会推薦の農業委員について澤井昭二郎さん、舘岡美果子さんを推薦することの動議が提出されました。

この動議も1人以上の賛成者がありますので、成立します。

それでは、動議を採決します。この動議について採決をとりたいと思います。順番に採決をとりたいと思います。最初に動議を出した西村 武議員の動議に対しての最初とります。それから、それが終わってから藤原幸作議員の動議についての推薦をとります。そういう順序で…暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

議運を開催しますので、暫時休憩します。

午後 2時51分 休憩

午後 3時34分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【議会運営委員長の報告】

○議長（千田正英） 議会運営委員長戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 議会運営委員会の報告を致します。

ただいま西村議員からの動議、藤原幸作議員からの動議が提出されておりますが、2つとも賛成者がおり、成立しております。

この後ですが、動議そのものを可とするか否とするかを西村議員の動議から先に採決を致します。そのときに可とする者が多数であれば動議のとおり推薦することになります。可とする者が少数であれば、次に藤原幸作議員からの動議を採決します。可とする者が多数であれば動議のとおり推薦することになります。可とする者が少数であれば、再度推薦について協議することになります。

以上が進め方であります。

○議長（千田正英） それでは、動議を採決します。14番。

○14番（藤原典男） 関係する議員は、このままその採決に加わることができるのか、それとも退席願うのか、その辺のことを伺います。

○議長（千田正英） 今これから諮ります。地方自治法第117条の規定によって、12番岡田曙議員、13番佐藤昇議員、6番澤井昭二郎議員の退場を求めます。

○17番（堀井克見） 議事運営。

○議長（千田正英） 今、認めました。藤原典男議員の発言は認めました。

暫時休憩します。

午後 3時36分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

17番。

○17番（堀井克見） 先ほど戸田議運の委員長から議会運営委員会で検討された内容を報告いただきました。動議が西村議員からの動議、それから藤原幸作議員からの動議、2つあったと。それぞれの動議を認めるか認めないかの採決を行うという趣旨だったと思います。

基本的にこの動議というものの扱いというものはいろいろあるわけですが、今回は農業委員を議決機関である潟上市議会として2名を農業委員会という機関に送ると、そのための今、プロセスを我々は踏んでいるわけなんです。わかりますか。前段として、その推薦できる方々、立場の方々が動議として4名の方を推薦したわけでしょう、既に。だとするならば、公正明大にやるとすれば、私ども議員がそれぞれが、どの人を推薦するかという固有の権利を持っているんですよ、議員としては。それを公正明大にやるとすれば、投票をもって推薦された4名に対して自分がいいという人に対して一票の行使をしていくというのが私は少なくとも万機公論に決する私は一番のやり方だと思いますよ。ちなみにですね、ちなみに、農業委員に議会として2名を推薦するというプロセス、決め方は、市町村によって主体的に任せられているんですよ、裁量権として。ここまで私は確認しております、逆に。いいですか。どういう決め方をするかは、それぞれの自治体の、言ってみればこの議会の裁量権に任せられているんですよ。ですから、動議うんぬんというよりも、今、4名の候補者が出ていますから、少なくとも自分がふさわしいという方に対して、自分の思いを一票に乗せてですね、投票をもって上位1位、2位を選ぶという決め方もまた、この協議によって可能だということですから、それが私はもう限りなく公平で平等のやり方だと思いますので、あとはやはり議長は中立の上に立って議事運営を行うということは、これはもう論を待たないわけですから、あなたの議事の裁量権、議事整理権を粛々と行使していただきたいと。そうでなければ、見方によってはやはりおかしいよと、公平を欠いているんじゃないかなということまで発展しかねない場合もありますので、どうぞひとつ私は、今、私がお願いですけれども、一票一票の投票によって2人を選ぶ、そしてそれを粛々と潟上議会としてプロセスを経た上で農業委員会の方に送る、これに対してどうして違和感や異論があるんですか。フェアでしょう、やり方として。今ね、先行動議西村さん、後の動議藤原幸作さん、数の論理でものを決めるというほか何もないですよ、悪いけども。少なくとも議決機関として

委員を送るという公平というプロセスは、我々が主体的にできるんだという基本に戻るならば、私はそのことを強く、あなたの議事整理権でもって行使するよう強く求めます。いかがですか。

○議長（千田正英） 1 番。

○1 番（中川光博） 私はこの農業委員の推薦について、先ほど議運の委員長が説明したとおりのプロセスに従って進めていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 9 番。

○9 番（戸田俊樹） 先ほどの議会運営委員会の報告をしたわけですがけれども、これはあくまでも全国市議会議長会の方にお尋ねをして、動議が2つとも成立した場合においては、先の動議から決着をつけるということでございまして、委員の中からは4名の候補者がいると。これを2名列記でいかがかということについて異論があったので、全国市議会議長会の判断を求めてこの結果になったということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 17番。

○17 番（堀井克見） 戸田議運の委員長からお話がありましたけれども、その経緯、議運の経緯を今初めて聞きました。まさしく投票によって選んでもいいのではないかという協議もされた。定数が2名、いわゆる潟上議会から議員であろうとなかろうと、2名の農業委員を推薦するという大前提がありますよ。また、一般1人、議員1人であろうと。そういうふうな原理原則からいきますと、2名の枠を選ぶときは、少なくとも1人1票の投票をもって決めるというのがものの基準です。連名で選ぶということはありません。といきますと、それは常に数の論理で物事が通るということを防ぐために、公平に、限りなく公平にその権利を行使できる、または反映するという原理原則がありますよ。調べてください。きちっと会議規則でそういうことありますから、指導書で。そして1人1票の名前を記して、そして上位2名を選んで推薦する、これが原理原則ですよ。嘘じゃないですよ。調べてください、休憩して。ですからその論を今、私が議長の議事整理権でもって、裁量権でできますよと、あなたの英断を求めますと申し上げているんです。はからずも今、戸田議会運営委員長は、そのことのまさしく方向性を協議の中でされたんだということを今おっしゃっているわけですから、なぜそれがこのまま実行できないんですか、肅々と。もう一度議長、あなたの判断を求めます。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 議会の選任委員につきましては、農業委員会等に関する法律の中で一切決まっておりません。議会の場合でも、今、連記はだめだということでありましてけれども、いわゆる地方自治法第118条の選挙とか指名推薦の場合は、それが該当するわけで、1人でございますけれども、この農業委員会についてはそういう規定がございませんので、行政指導においても連記は可能だという通達が出ています。そういうこともまずありますので、調べなくてもそういうことになっておりますので、その点をご了解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） ご了解いただけますか。

○17番（堀井克見） 議長の議事整理権を私は求めます。

○議長（千田正英） 先ほど17番さんの方から自治体の議会でそれぞれ決めるということで先ほどは農業委員の指名の方法の取り扱い方について議運を開いて議論を致しました。そのプロセスが先ほど議運の委員長が報告したとおりでございます。これが中川議員の方から、これで進めてもらいたいと。もう一つは、17番の堀井議員さんからは選挙で選任していただきたいと、この2つの案が出ておりますので、これをお諮り致します。

そうすれば、先ほど本会議で、この農業委員の推薦方法については議運に委ねるといようなことで議運を開いておりますので、議運の委員長の報告を尊重致します。

それでは、動議を採決します。

岡田 曙さん、佐藤 昇さん、澤井昭二郎さんの退場を求めます。

（12番岡田 曙議員、13番佐藤 昇議員、6番澤井昭二郎議員 退場）

○議長（千田正英） お諮りします。本件について、15番西村 武議員からの推薦のありました佐藤 昇さん、岡田 曙さんを議会推薦の農業委員に推薦することの動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、議会推薦の農業委員に佐藤 昇さん、岡田 曙さんを推薦する動議は否決されました。

次にお諮りします。4番藤原幸作議員から推薦のありました澤井昭二郎さん、館岡美果子さんを議会推薦の農業委員に推薦することの動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議会推薦の農業委員に澤井昭二郎さん、

館岡美果子さんを推薦することに決定致しました。

岡田 曙さん、佐藤 昇さん、澤井昭二郎さんの入場を求めます。

(12番岡田 曙議員、13番佐藤 昇議員、6番澤井昭二郎議員 入場)

○議長（千田正英） 議会推薦の農業委員は、澤井昭二郎さん、館岡美果子さん、以上の方を推薦することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、6月20日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもお疲れさまでした。

午後 3時49分 散会

